

平成 21 年 1 月 19 日

## 金融審議会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」説明資料

日本公認会計士協会  
副会長 友永 道子

監査人が監査の対象である被監査会社の経営者との間で監査契約を締結し、監査報酬が被監査会社の経営者から監査人に対して支払われるという、いわゆる「インセンティブのねじれ」の問題は、公認会計士法改正の法案審議における衆議院・財務金融委員会（平成 19 年 6 月 8 日）及び参議院・財政金融委員会（平成 19 年 6 月 15 日）の附帯決議においても「監査人の選任決議案の決定権や監査報酬の決定権限を監査役に付与する措置についても、引き続き真剣な検討を行い、早急に結論を得るよう努めること」とされているところである。既に 1 年半以上が経過した今般、「金融審議会 我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」にて、いわゆる「インセンティブのねじれ」に関して、意見を申し述べる機会をいただき謝辞を申し述べるとともに、以下に具体的な問題点を指摘したい。

## 1. 監査役（会）に会計監査人の選任議案・監査報酬の決定権を付与することについて

## (1) 監査役（会）に会計監査人の選任議案決定権を付与することについて

会計監査人の選任議案提案権限が経営者（取締役会）に与えられている場合には、利益の相反が存在し会計監査人の独立性に重要な影響を与える可能性があることにより、財務情報の信頼性を毀損することになりかねない。また、財務情報の利用者の信頼を得る上でも、監査人の外観的独立性を担保する仕組みが必要である。

したがって、経営の執行機関である経営者（取締役会）を監視する立場の、半数以上が社外監査役で組織された監査役（会）が、会計監査人の選任議案決定権限を独占し、株主総会に提案する仕組みとすべきである。

また、証券監督者国際機構（IOSCO）の専門委員会ステートメントでは、「実際上かつ外観上監査対象企業の経営陣から独立し、投資家の利益のために活動する企業統治機関が、外部監査人の選定・指名プロセス及び監査の遂行を監督するべきである。」とされており、グローバルにみれば、会社の業務執行者から独立した立場にある者が外部監査人の選任について権限と責任を有することが国際標準かつ常識になっていると考えられる。

## (2) 監査役（会）に会計監査人の監査報酬決定権を付与することについて

### ① 会計監査人の報酬決定権を監査役（会）に付与することの意義

監査報酬（会社法上の会計監査人の監査報酬と金融商品取引法上の公認会計士・監査法人の監査報酬を含む。）は、現状、経営者（経理部門）と会計監査人との間の交渉により決定されているが、両当事者は監査される側と監査する側であり利益が相反する。監査報酬決定のプロセスに、両当事者に加えて株主の立場にたった監視機関であり会計監査人の監査の方法と結果の相当性を判断する責務のある監査役（会）が最終判断者として関与することになれば、監査報酬の決定に実際的にも外観的にも透明性を与え、外見的にも実質的にも監査人の独立性の強化・確保を図ることができると考えられる。

そのため、監査報酬の決定は執行する側（経営者）ではなく、監視する側である監査役（会）が監査報酬を決定する仕組みとすべきである。

なお、監査役（会）が監査報酬決定権を有するとした場合には、まず、会計監査人が、経営者（経理部門）と協議しながら監査計画を作成し、それに基づき監査報酬の見積りを行う。そして監査役（会）は、会計監査人及び経営者（経理部門）の意見を求めた上で、会計監査人の適切な業務遂行に必要な監査時間が確保される適切な監査報酬か否かを株主の立場にて判断し、決定することになる。

### ② 現状、監査報酬はどのように決まっているのか

従来、標準報酬規定が参考とされてきたが、現在では監査時間の見積りに基づくタイムチャージ方式により積み上げられた監査報酬を元に、経営者（経理部門）との交渉で監査報酬額で決定されている。経営側は、適切な監査時間の確保という観点よりも、同業他社や予算、会社業績への配慮を優先する傾向にあるが、監査報酬は、本来、資本市場に対してのコストである。

近時は、監査の品質管理に関してより高い水準を求められ、また、複数の会計基準が毎年のように新規に適用される状況下であるため、監査計画策定時の予定時間をはるかに上回る実績時間を要しているのが実情である。監査はリスク・アプローチによって実施されるため、業績の悪化等により財務情報の虚偽記載のリスクが高まると、それに対応するために追加的な監査手続を実施する必要性が生じて監査時間は増加せざるを得ず、追加時間に比例した追加報酬が適正に支払われるべきである。

### ③ 同意権ではなぜ不十分なのか

現状のように、監査役等の同意権の付与だけでは、監査役が経営者の決定した監査報酬を適切でないと考えたとしても、説明のための資料が入手できないことも考えられ、同意しないとの結論とすることは極めて困難である。また、同意したこと

についての説明責任は問われにくいため、監査役は、経営者の決定した監査報酬に同意することになりやすい。

そこで、監査役に監査報酬の決定権を付与すれば、決定すべき監査報酬に関して経営者・会計監査人に監査役に対する説明責任を直接的に負わせることになり、監査役はその職責を果たすための十分な説明を受けることが可能になる。

これにより、会計監査人の報酬決定プロセスにおいて経営者から独立した立場の監査役が自ら会計監査人の報酬決定を行うこととなれば、会計監査人の経営者からの独立性確保に対する疑義を払拭できるようになるとともに、監査役（会）にとっても、会計監査人選任議決定権と相まって、経営監視機能発揮のための強力な手段を確保することができると考えられる。

#### ④ 諸外国ではどのようなになっているのか

諸外国では、前述 1. (1) の IOSCO の専門委員会ステートメントの考え方が主要国の規制において標準として受け入れられており、市場の国際化に対応して日本においても諸外国と同様の規制を設けるべきである。その際、日本では委員会設置会社ではなく監査役会設置会社がほぼすべて（約 97%）であることから、IOSCO のステートメントにおける「実際上かつ外観上監査対象企業の経営陣から独立し、投資家の利益のために活動する企業統治機関」としてほとんどの企業において監査役（会）にはかならず、監査役（会）が会計監査人の選任、業務監視に中心的役割を發揮すべきである。

## 2. 監査役と財務・会計の知見

監査役（会）は会計監査人の監査の方法と結果の相当性の判断を行い、会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定を行うに当っては、少なくとも 1 名の財務・会計の知見を有するものが選任される必要がある。

監査人は、経営者との間で会計方針等に関する見解の相違等が発生した場合や、法令違反等事実発見時における監査人の当局への申出制度（金商法 193 条の 3）を適用するような場面で、経営者から独立した第三者としての監査役の判断を期待しており、そこに真の連携があると考えられる。そのためにも、このような会計・監査に関する事項に対応できる財務・会計の知見が求められると考えられる。

以 上